

Popper Letters

ポパーレター：日本ポパー哲学研究会会報

1993

Vol.5, No.2

日本ポパー哲学研究会事務局

(1993年11月号)

内容

ページ

論考（シンポジウム報告者から）

1 社会科学とポパー哲学 — シンポジウムを終えて —	堀越比呂志	2
2 開いた社会、競争、寛容	吉澤昌恭	6
3 社会科学の方法論（Ⅱ）	富塚嘉一	8
4 知識経済学は可能か～バートリーへの疑問～	橋本 努	10

会員総会報告	16
--------	----

その他（編集部より）

原稿募集	7
前号ページ差し替えのお願い	10
新入会者・訂正	15

社会科学とポパー哲学 —シンポジウムを終えて—

堀越 比呂志（青山学院大学）

1. はじめに

今年の第4回年次研究大会において、「社会科学におけるポパー哲学の応用可能性」と題してシンポジウムが開催され、提題者として報告させていただいた。私個人としては、様々な個別分野に所属している研究者が、Popper哲学を媒介として、分野横断的に議論したという点に於いて大きな意義を感じている。しかし、時間の関係から、提題者間のより直接的な議論のやりとりが十分にできなかつたことは残念であった。そこで、以下、私自身の主張の補足、他の各提題者に対して述べた疑問点を、ここで改めて再構成しておきたいと思う。

2. 私自身の主張の補足

ポパー・レターに載せた報告要旨に基づいて当面私が話したかった要点をまず簡潔に述べるならば、以下の4点にまとめることができる。

- (1)現在、マーケティングにおいて、科学哲学的成果をふまえた上ででの方法論議が高まっているが、そこに於けるPopperの影響力はほとんどない。
- (2)方法論議の歴史が長く、遅くPopperの科学哲学を取り入れた経済学においても、Popperの遺産は、精神の批判的態度以外は何らない、という評価がなされている。
- (3)こういった状況の原因として第1に、個別科学における研究者が、妥当な科学的実践の具体的な解答をインスタントに求め過ぎており、自らがその具体的含意をさし示す努力に欠けていること、第2に、Popperの科学方法論自体において、自然科学の方法論と社会科学の方法論との関連が不明瞭であり、矛盾しているように見えるということ、があげられる。
- (4)第2の点は、Popperの科学哲学自体の問題

であり、それ故、第1の問題を解決する前に取り組まれるべき根本的問題である。しかしながら、第2の問題は、第1の問題を解決しながら同時に解決される可能性があるのであり、個別科学における方法論研究者が今成すべきことは、第1の問題の解決であるといえる。すなわち、それは、個別科学における様々な知識および活動の階層性を明確にし整理した上で、哲学的レベルでの方法論的主張を個別科学における具体的な実践に連結していくという作業である。そして、これは、個別科学における方法論研究の意義を「学科の正当化」から「学科の理解」へシフトさせるべきだという提言といえる。

以上が、私が述べたかった事の要約であるが、④の結論は、Popper哲学というよりも、科学哲学一般の応用可能性や導入の意義といったものになっており、いささかシンポジウムのテーマからそれた感がある。この点に関連して富塚氏から、結論部分を述べる際にポパー・レターに提示しておいた再構成の図式とPopperとの関連を尋ねられた。そこでこの質問の答とともに、この結論部分と本シンポジウムのテーマとの関連を補足しておきたい。まずポパー・レターにのせた図式は、Popperの方法論的主張から直接導びき出されたのではないし、それと共に述べられた結論部分もPopperの方法論的主張自体に言及したものではない。これはすでに述べた通りである。むしろ、ここで強調したかったのは、Popperの方法論的主張の取り上げ方の問題であり、その哲学的主張を個別科学の具体的な事例の中で論及し再構成していく中でこそ、Popperの方法論的主張の中の矛盾の解消と修正が可能なのであり、その本当の意味での応用可能性の判定も可能となるだろう、ということである。そして、このような科学哲学とのスタンスをとることによって、哲学的見解から触発された個別科学内での理論の修正・創出という方法論研究の個別科学への発見的貢献も示唆されている。

Koertgeに反論したGlassとJohnson(「Metaphysics, M.S.R.P and Economics」, B.J.P.S., Vol.39, No.3, 1988.)と同様に、哲学的あるいは形而上学的言明は社会科学における理論構築に重大な規制的影響を及ぼしていると考えるからである。それ故、これらの方法論研究の態度は、「学科の理解」というよりも、「学科の理解と修正」といった方が正確であったといえる。そして、この提言の実践は、私よりもむしろ富塚氏の発表において試みられていたように思う。

このように、私の報告は、Popperの方法論的主張それ自体よりも、その取り扱われ方という点に強調点があったのだが、Popperの方法論的主張自体についての議論は、当然のごとく提題者の間での討論の焦点となると思われたので、当日、それに関する私の理解を補足レジメで提示した。この中で、Popperの方法論的主張におけるレベルの区分と問題点の列挙、そして、「歴史主義の貧困」の私なりの簡潔な再構成が示された。以下、これをもとに私が行った他の提題者への質問とそれへの応答を再構成するという形で、ポパーの方法論的主張自体についての問題点を論じて行こうと思う。

3. 富塚氏への質問

私が富塚氏に対して行った質問は、当日配られた同氏の補足レジメにおける次のような主張に対してであった。すなわち「一般法則を求めるようとする限り、常に反証例に直面する」ので、「仮説およびテストを前段落のように解釈するとき、我々の関心は一般法則の追究ではなく、それを前提としての適用条件の追究そして現実の説明にあり、経験的テストもその文脈で考えられる。つまり純粹科学というよりは、応用科学が志向されているといえる」という主張である。すなわち理論的社会科学の可能性を否定する主張であり、この点に関する私の反論が同氏に対する質問の意図であった。しかし、その理由を十分に伝えることができなかつたので、ここでそれを明示しておこうと思う。

富塚氏の主張は、Popperの方法論における「反証テストの困難性の問題」と「歴史科学と理論科学の区別に関する問題」とから構成されていると思われるが、これらの問題から導き出される同氏の前述の主張は、以下の3つの点における誤解から生じているように思われる所以である。

第一に、初期条件の追究と法則言明内の諸条件の追究との混同である。たとえば、補足レジメにあげてある「利益と連動するような経営者報酬規定が設けられている企業（経営者）は、いくつかの会計方法の採用が可能な状況において、当期利益を最大化する会計方法を選択する」という仮説（法則）には様々な諸条件に関する一般的仮定が含まれているのであり、そこに同様に暗黙のうちに含まれている「行為者は常に彼らの状況にふさわしく行動する」という合理性原理を固定して、それら諸条件に関する一般的仮定を追究していくのは、法則を追求しているのであり、その法則内で仮定された諸条件が実際に存在するということを主張する存在言明としての初期条件を探索する歴史科学の作業ではないということである。

第2に、富塚氏の主張にある「我々の関心は……現実の説明にあり、…」という点についてであるが、ここにおいては、Popperの言うように、「我々が比較すべきでないもの」の混同がなされていると思われる。すなわち「一方における具体的な社会的事態」と「他方における人為的に絶縁された実験上の物理的事態」の混同である。具体的な目の前の事実にあわせて、それに関連する具体的諸条件の存在を確認していくのは、まさに歴史科学の仕事であるが、タイプとしての事象を生み出す条件を想定していくのは前述のように理論家の仕事である。（そして、その想定された条件を人為的に作り出すか認定して、帰結を生み出すか調査するのは実験家あるいは応用科学者の仕事である。）

第3に、以上のように考えた場合、タイプとしての事象を対象とする理論科学の反証可能性

の問題が出てくるのであるが、タイプとしての事象を対象とするからといって反証の可能性がなくなるということではないと考える。確かに、デュエム・クワイン・テーゼに於いて述べられるように、反証という作業はそう簡単にできることではない。また、社会科学において、その対象のパラメーターの可変性に基づく定量的方法の諸困難性から生じるテストの困難性を、Popperも認めている。しかしながら、我々の経験や事実を何とか使って、我々の理解を修正しようと決意した者には、反証可能性は閉ざされていないと考える。Popperのいうゼロ方法においても、たとえばモデルを保持して、「貨幣の錯覚」といった補助仮説を導入しながら事実との対応を保持するだけではなく、追加される補助仮説のアドホック性が高まった場合、その座標としてのモデル自体の修正を探究するという方向があり得るし、またそうすべきだと考える。

以上から、法則内に示される諸条件の追究は、理論科学の作業であり、それが対象とするのはタイプとしての事象であり、だからといって反証可能性がなくなるわけではない、といえる。しかしながら、Popperにおける方法の単一性の主張は、社会科学におけるテストの困難性の容認によって、若干の修正が必要かと思われる。すなわち、Popperにおいては、この困難な状況に於いて、法則内の合理性の仮定は固定され保持していく、他の諸条件の修正に向かうべきであるという方法論的決定がなされているのであり、この点で、自然科学において主張された反証の方法とまったく同じではないということである。

4. 橋本氏への質問

橋本氏は、ポパーレターの報告要旨において、Popperの「歴史主義の貧困」における自然主義的な主張の批判に焦点を置いていた。すなわち、「継起の自然法則」（歴史的法則あるいは歴史的趨勢に関する動力学的な主張）という進化の法則を見い出すという歴史法則主義者の自然主

義的主張に対するPopperの批判への反論を、5つの論拠に基づいて述べられた。この5つの論拠のすべてを有機的に理解できたとは言えないが、当日私が橋本氏へ述べた質問は、同氏の批判の構造に関する疑問であった。すなわち、それは、同氏の「ポパーの批判は、素朴な《歴史主義》に対しては有効であるとしても、科学仮説として定式化された洗練された《歴史主義》に対しては無効である」という結論部分に関する疑問である。私の橋本氏への反論は以下の点に尽きる。：Popperが「歴史主義の貧困」の中で行なった批判は、素朴な《歴史主義》に対しての批判であり、洗練された《歴史主義》への批判とならないのは当然である。Popperは、むしろ後者の歴史科学としての可能性を積極的に論じている。

この点をもう少し敷延するならば、Popperは、趨勢を無条件的に絶対視し、しかも、何らかの選択的見地を採用しているということに気づかず、ユニークな丸ごとの歴史的事実を予測すると主張する歴史主義を批判したのであり、橋本氏のいうような洗練された《歴史主義》については次のように言っているのである。「しかしながら、趨勢というものが諸条件に依存することを見てとり、それらの条件を見出し、またそれらをあからさまに定式化しようとする人々については、どうであろうか？そのような人々には文句のつけようがない、というのが私の答である。」（「貧困」、邦訳、p. 194）

こうなると、橋本氏は、素朴な《歴史主義》が、実際には存在していないという事を証明することによりPopperを批判するより他はないのであるが、橋本氏が述べた5つの論拠は、どれも、類型として見る可能性と条件を明確にしていく可能性をPopperと同様に述べたものにすぎず、Popperの主張の批判にはなっていないと考える。

さて、以上のような批判の構造における欠点はさておき、橋本氏が述べた（そしてPopperも述べている）洗練された《歴史主義》に目を移

すならば、そこにおいて興味深い問題が定式化できると思う。すなわち、「社会科学における法則の形態の問題」である。しかし、この問題については、次の吉澤氏への質問との関連で論じてみたいと思う。

5. 吉澤氏への質問

本シンポジウムのテーマに於ける、「ポパー哲学」には、Popperの前述までのような方法論的業績と、自由社会の理念といった社会思想的業績の2つが想定可能である。私を含む3人の提題者が前者を想定して発表したのに対し、吉澤氏は後者に重点をおいて発表をされた。ここから、司会の萩原氏が、テーマ設定の広さを反省していられたようだが、Popperにおいてこの2つの領域は密接に関係があり、おもしろい議論の展開が予想されるという点で、むしろ、本シンポジウムのテーマ設定は正しかったように思われる。むろん、私の吉澤氏に対する質問もこの点に関わるものだった。ただ、吉澤氏がこの関連の追究にはさほど興味を持っておられないようだったのは少々残念であった。

吉澤氏の発表は、開いた社会を象徴的に表わす市場機構に対する態度として、市場機構の保持とそれを補完するための社会・経済政策の実施という方向を選択するというものであった。これに対して、私が述べた質問は、そこで選択した補完的政策と漸次的社会工学あるいは技術との関連と、関連があるとしたらその限界や問題点をどう考えるが、というものであった。前者に対する答は、個人の自由ができるだけ認めるように政策を行い、その意図されざる深刻なショックを和らげるためにまた政策を行うという意味で、漸次的社会技術といえるというものであったが、後者に対しては解答はなかった。そこで、私の後者の質問の意図と、さらなる問題連関を整理しておこうと思う。

漸次的社会工学あるいは技術は、実際にはこれしか行ない得ないというPopperの主張を認めるとても、本当にこういった場当たり的な技

術的介入の連続が良い方向に導いていけるのかどうか、という問題は重要な問題であると考える。この問題は、竹内氏の基調報告においても指摘されていたと思うが、全体的関連と収斂の方向を考えることは本当に不可能なのかという問題である。そしてこの漸次的社会工学の問題との関連で興味深い問題として「理論と実践の関係の問題」および、前節で述べた「社会科学における法則の形態の問題」とその下位問題である「心理学主義批判の問題」が挙げられる。Popperは、社会科学にとって、「むしろそれ自身のガリレオあるいはパストゥールを求めるべきである」（「貧困」P. 96）と述べ、さらに、漸次的社会工学者の求める知識とは、「これこれの結果を達成することはできぬ」という形の言明であり、それは「自然法則の『工学的形態』と呼んでいい」（「貧困」P. 98）と述べているのである。さらに、漸次的社会技術者は、「社会的制度」という機械を設計したりつくり直したりするのであり、そこで利用される法則的知識は、心理学的知識というよりは、そういった制度の能力や機能に関する知識であるという示唆があるのである。

私自身としては、以上のような問題連関に非常に興味を持っており、個別科学の中でそれを具体的に示しながらPopperの以上のような主張を再吟味するというステップへ進んでいきたいと思っている。

6. おわりに

以上の論述において、はじめに、方法論的主張の具体的展開を提言しておきながら、Popperの方法論的発言自体の論述になると、Popperの用語のままで述べているのは、紙面の制限もあるが、ほとんどは私の能力不足が原因である。しかし方法論議を個別科学での研究実践と結びつけていく仕事は、やり甲斐のある仕事であり、またこの方向での研究こそが、混迷を呈している方法論研究自体に対してもその解決の糸口を示唆していくものと信じている。

開いた社会、 競争、寛容

吉澤昌恭（広島経済大学）

I. 「閉じた社会」への帰還願望 VS.

「開いた社会」への前進

1989年は現代史を画する年であった、ということはどうやら明らかになってきたようである。この年の11月9日に、東西対立の象徴とも言うべきベルリンの壁が崩れ去ったのである。そして、その後の欧州での動きには目を見張るものがある。更に、1989年というのは、ドイツ軍のポーランド侵入に端を発した第二次世界大戦の勃発以来、きっちり50年後である。勿論、これは単なる偶然ではあるが、何となく何かを感じさせる偶然ではある。

さて、ポパーの『開いた社会とその敵』が刊行されたのが1945年であり、1989年の44年前である。このポパーの書物は大著と言うふさわしく、そこには様々な成分が織り込まれておらず、その主旨を要約することは容易ではないが、ポパーの最も重要な主張は次の3点に要約できる、と筆者は考える。

1. 人間には自由を求める強い欲求が存在するが、状況によっては自由から逃避して権威にすがろうとする傾向もある。この自由から逃避して権威にすがろうとする傾向が全体主義の淵源である。
- 2.これまでの全体主義思想の最も強力な提唱者はプラトンとマルクスであった。彼らの思想は「閉じた社会」への帰還願望を反映したものである。
- 3.全体主義思想を排し、自由とそれを可能にする「開いた社会」を実現することは必ずしも容易なことではない。

第二次世界大戦によってファシズムの3大巨

塊は崩れさった。そして今、コミュニズムが崩壊した（或いはほとんど崩壊しかかっている）のである。自由主義者にとっての、明確な形を持った敵は消滅したのではあるが、自由主義者の戦いはいよいよこれから正念場を迎えるのではないだろうか？つまり、自由主義者には、もはや、「敵に責任をなすりつける」という手だけでは残されていないのである。

これが何を意味するか、global competition を手掛かりにして考えてみることにしよう。

2. Global Competition

ハイエクに「競争の意味」という論文がある。経済学の領域で「完全競争」と呼ばれているものは、実は、競争と呼ばれる資格を全く持たないばかりか、政策の指針としてもほとんど何の役にも立たない、というのが彼の主張である。というのも、「完全競争」への言及が為される時、競争のプロセスが接近してゆくであろう何らかのものが暗黙の内に想定されているけれども、競争というのは本来動態的プロセスであって、その行きつく先を予測し得ないからである。

競争に耐えてゆくというのは、実は、かなりつらいことなのではないだろうか。なぜなら、競争は敗者をも生み出すからである。しかも、その行きつく先の不透明性ということがそれに加わってくる。変化と不確実性は人間を不安にするものである。

そして今、競争は地球規模の熾烈なものになりつつある。東アジアや ASEAN 諸国での経済発展にはめざましいものがある。しかし、この地域に於いても衰退部門（例えば農業）に従事している人々は厳しい状況に直面させられている。更に注目すべきは、歐州諸国の相対的地位の低下であろう。EC統合の動きはこうした事態に対応するためのものもある。その上、第二次世界大戦後、多くの人々の心をとらえた、「福祉国家の理想」への疑惑も深まっている。

1973年のオイル・ショック以降、福祉国家の理想の一方の理論的支柱であった、ケインズ経済学の威信は大いに低下してしまったし、人口

の高齢化等の原因によって肥大化しつつあった社会保障制度にも改革のメスが入れられるようになっていった。1980年代には、「福祉国家の危機」が声高に叫ばれたのである。

そして今、この「福祉国家」に対して、更なる一撃が加えられつつある。global competitionがそれである。ヨーロッパ諸国は今、リストラクチャリングを迫られているようである。このことは、大なり小なり、他の国についても言えるのである。

3. 楽観論者の楽観論

ここに1瓶のウィスキーが有るとしよう。それを半分飲んだ時、人は「もう半分しかない」と感じるだろうか、それとも、「まだ半分もある」と感じるだろうか？それは、その時のその人の気分とその人の性格にかかっている、と言うより外はない。

さて、現在は、冷戦構造も終わり、global competition の時代である。数年前には考えられなかつたようなことが起りつつある。旧ソ連の諸地域では様々な紛争が起こっている。アルメニアとアゼルバイジャンの争い、ジョージアでの内戦、そしてエリツィン派と反エリツィン派の反目等々。欧州に目を転じてみると、旧ユーゴスラヴィア地域での紛争に対する足並みの乱れは、EC諸国の政治的・外交的統一行動への夢を打ち碎いてしまった。また、今となっては拙速の感を拭い切れない東西ドイツ統一のツケは、ドイツ全体に重くのしかかりつつあり、更にそのツケはEC通貨システムの動揺という思いがけない結末をもたらしてしまった。

しかし、明るい見通じが全くないわけではない。韓国はソ連や中国との経済交流を深め、更に、民主化を進めていった。台湾も同じような方向に動きつつある。更に、イスラエルとPAの和平合意も達成された。

安易な楽観は許されないが、悲嘆に暮れる、というのも賢明な行き方ではないであろう。そこで最後に、楽観論者の楽観論を一服。

経済の領域での競争に勝ち残って、もうけ続

けるためには、顧客の要求に応えねばならないし、妥協するということを学ばねばならない。しかも、経済取引というものはゼロ・サム・ゲームではないのである。うまくやりさえすれば、取引の両当事者の地位が引き上げられてゆく、ということも可能なのである。経済成長によって生活水準の上昇してきた人々の心には、寛容の精神が芽ばえてくるかもしれない。だとすれば、「開いた社会」へと、一步近づくことになるであろう。

原稿募集

次号（6巻1号）に掲載する原稿を編集部までお寄せ下さい。

次号は来年5月末ころ発行予定のため、原稿は4月末までにこちらに着くように戴ければ、と存じます。

①独立の論考 ②前号掲載の論考などへの応答 ③最近の内外のポパー関連の出版・論文などの紹介・評 ④研究の近況報告 など、自由にお寄せ下さい。

分量は、1ページ当たり〔21字×40行×2列=1680字〕が一応の基準です。

ご自分のワープロで打ち出した原稿をこちらにいただく場合は、2列にするのが手間であれば、A4の用紙に横8センチほどの細長い形で打ち出していただければ、こちらで台紙に切り張りいたします。この場合には、字数よりも印字済のサイズでお考えください。原稿の分量は適宜で結構です（ごく短いノーティス形式も可）。

NIFTY-Serve(ID:IIAG00235)またはJUNET(shimazu@cuie.i.chiba-u.ac.jp)で送って下さっても結構です。

また、原稿を依頼するとよいと思われる方、書評を載せるべき近著、などでお気付きの情報がありましたら、編集部までお教えいただければ幸いです。

社会科学の方法論（Ⅱ）

富塙嘉一（中央大学）

前号（ボバーレターVol.5 No.1）の要旨

I 報告の前提として

1. 会計学方法論をめぐる問題状況
 2. 科学方法論・認識論一般についての考え方
- ### II 社会科学における認識と方法
1. 認識論的一元論と方法論的一元論
 2. 社会科学の課題

3. 具体例による検討

（1）仮説例

（例）agency theoryの会計学への適用：仮説「利益と連動するような経営者報酬規程が設けられている企業（経営者）は、いくつかの会計方法の採用が可能な状況において、当期利益を最大化する会計方法を選択する」

（2）テストとその結果の解釈

仮説のテスト：このような経営者報酬規程が設けられている企業500社（Aグループ）と設けられていない企業500社（Bグループ）を調査し、会計方法の変更（例えば減価償却方法の変更）のパターンを分析することによって、上記の仮説が裏付けられるか、棄却されるかをテストする。

テスト結果：Aグループの企業における会計方法の変更是利益を増加させる変更が多く、Bグループでの変更と比べて有意な差が認められた。

結果の解釈：

通常、統計的検定の方法にしたがってこの仮説は経験的証拠によって裏付けられ、それゆえテストに耐えたと解釈されており、実際このようにしてさまざまな仮説がつくられ、そして検証されている。

しかし、このようなケースにおいてもAグループにおいて利益増加をもたらさない変更例があるのが普通であるから、この仮説を厳格に考えるならば、反証されたと解釈することもできる。前節で述べた推測と反駁の方法の適用が意

味するところを考えるために、この仮説の「反証」についてもう少し検討してみたい。

そこでいくつかの反証例を考えてみることにする：

- 1)ある企業（経営者）は当期においてすでに相当程度の利益を達成しているので、むしろ次期以降に利益をもたらす会計方法を選択した。
 - 2)ある企業（経営者）は来るべき料金値上げを控えて、むしろ利益圧縮を優先した。
 - 3)ある企業（経営者）は課税金額の増大による資金繰り悪化をおそれて、利益圧縮の道を選択した。
 - 4)ある企業（経営者）は自己の金銭的効用の増大よりも企業の維持・安定成長を重要視し、利益を平準化しようとした。
 - 5)ある企業（経営者）は自己の信念に基づいて、利益増加をもたらさないが会計理論上望ましいと考える会計方法に変更した。
- 1)～4)は、経営者報酬規程に従う行動の範囲といえるが、次期以降の経営活動への配慮という「長期的」観点が考慮された結果と考えられる。この場合、これらの事例はもともとの仮説における「当期利益を最大化する」という箇所に反する例ということになる。
- 5)は、自己の会計学上の信念の実現という効用の方が、金銭的効用よりも優位にあると考えられる。この例は明らかに当該仮説の帰結に反し、このことは、すべての経営者が金銭的効用を第一義のものと考えているとは限らないことを示唆している。

さてこれらの事例の存在によって当該仮説が反証されたと考えるとき、それに代わって提示されうる仮説とはどのようなものであろうか。

1)～4)のタイプの反証例に直面した場合であれば、経営者報酬規程と会計方法選択との関係への注目という当該仮説の視点を維持しつつ、当期利益の最大化のみならず、将来利益を含めた期待値の最大化も考慮するという修正によって「反証例」を取り込むことができるかもしれません

ない。しかし、このような工夫は仮説の内容が漠然としてくる危険があり、しかもあくまで短期的効用を最大化しようとするタイプの経営者の存在をこの仮説で説明することには無理がある。さらに5)の例は、経営者報酬規程と会計方法選択との関係への注目という視点では説明できない事例の存在が示されている。

ところで、一般的にみて、経営者にもさまざまなタイプがいて、それぞれが独自の効用観をもっているはずであるから、すべての経営者の行動原理を画一的に論じることはもともと不可能ではないだろうか。また、意思決定にあたっての情報不足や問題解決能力不足から経営者が完全な行動をとるとは限らない。すると、上記の仮説あるいはその修正をしてみても、必ずやそれに反する事例に直面することになってしまう。こうしてみると、仮説を「反証」と解釈することから一体何が得られるのだろうかという疑問が生じてくる。

そこで「反証」にこだわらず、この仮説は短期的金銭的効用の最大化を第一義とするタイプの経営者を想定して定式化されており、従って別の種類の効用の最大化を第一義とするタイプの経営者の事例は、この仮説が言及する範囲を超えていると解釈することも可能であろう。この場合、研究者は当初の仮説でどこまでの事象が説明できるかを追求するとともに、説明できない事例については別の仮説を追求することになる。この場合のテストの意味は、仮説が示すタイプの経営者がどれほど多く存在するか、そしてそのことが社会制度にどれほど影響力をもつかといったことに関心が向けられるであろう。このような解釈は現実的なものであり、実際の研究においても受け入れられ易いのではないかと思われる。ただし、この場合は反証テストを通してヨリ普遍的な理論を追求するという方向はあまり考えられていない。

なお、前述したような非決定論的観点からの方法論的一元論にしたがって、この仮説をあらかじめ確率で表現しておけば、それなりにテス

ト可能性は残されるが、そのような確率の割り当てを演繹するような理屈がなければ単なる憶測にすぎなくなるであろうし、確率による表現が一休何を意味するのかはっきりしない。

Ⅲ 結びとして

前節では、社会科学における「反証」の意味を考えてみたが、経営者の行動原理に関する一般法則を求めようとしても、常に反証例に直面するし、また確率的法則を求めるにしても、その意味が必ずしも明確でない。

むしろ、「人間は自己の効用の極大化を目指す」という前提（合理性の原則？）の下で、現実の局面においてどのような条件において、どのような形で効用の極大化が目指されるのか、そしてそのことがどのような結果をもたらすのか、といった点を解釈することが有意義ではないか。このような解釈が、新たな説明、新たな視界を切り開くものであるならば、それはわれわれの知的財産として評価できるのではないか。前節で例示した仮説についていえば、その内容自体は当り前に思えるが、従来、会計方法のあるべき姿のみを考えてきた会計理論家に対して、現実に運用される局面に作用するメカニズムに光を投じた点でこのアプローチは新鮮であった。その成果は政策面あるいは教育面にも影響を与えるし、伝統的な会計研究のアプローチに対してもインパクトを与えるものといえる。

仮説およびテストをこのように解釈するとき、われわれの関心は一般法則の追求ではなく、それを前提としての適用条件の追求そして現実の説明にあり、経験的テストもその文脈で考えられる。つまり、絶えずヨリ普遍的な理論を追求しようとする純粹科学というよりは、普遍的な命題を前提にしつつ、ヨリ特定的な条件あるいは状況を組み合わせて現実を説明しようとする応用科学が志向されているといえる（これを「応用科学」としてよいのか、あるいは普遍性の度合いの低い「理論科学」とすべきかは、よく分からぬ。）こう考えれば、仮説の提示と

その経験的テストに基づく科学性の追求という点においてポパーの構想とは矛盾しないことになる。ただしポパーは社会科学においても理論科学（この場合はおそらくヨリ普遍性の高い理論を追求する科学）の可能性を主張しているという点では、この考え方と矛盾する。

また、先のような仮説の提示およびテストに専念するpositive approachはたしかに現実の状況を説明するという点で一つの役割を果たすものといえるが、進化論的認識論の見地に沿って知識の役割を考えてみると、単に現状を説明するだけでなく、現状の諸問題を解決する方策を考案することも重要な知的活動である。会計学の分野でいえば、さまざまな経済的活動をどのように表現するかという会計方法あるいは制度を改善し、また創造するという作業も知的活動として有意義なはずである。これも応用科学の果たす役割の一つであろう。

（付記）本稿は、ポパー哲学研究会第4回年次研究大会（1993年6月23日、於、専修大学）における報告を加筆修正したものである。多くの参加者から貴重な質問、意見を頂いたことを心より感謝したい。

前号ページ差し替えるお願い

前号（5巻1号）に（編集段階での切り貼りの際に生じた）コラムの順序の誤りがありました。

今回当該のページ（11～14、17～18等）の訂正版を同封しましたので、お手数ですが、クリップを外して、正しいものと差し替えて下さい。

記載の内容に変化はありません。

知識経済学は可能か ～バートリーへの疑問～

橋本 努

§ 1. はじめに

かつてミーゼスは、現代の認識論が経済学を全く無視していると述べたことがある。すなわち、現代の認識論は、社会科学的知識を得る方法について説得的な説明を与えていないというわけである。この問題を真剣に受け止めたのは、他ならぬポパーであった。彼は科学の客觀性が方法の公共的性格にあるとしながらも、社会科学的知識は新古典派経済学の方法を拡張したもの（状況の論理）をベースに用いて得ることができると主張した。ポパーは、静態的な均衡理論の枠組みを社会科学的知識の最も基本的な発見装置として理解する点では、ミーゼスと同盟を結んだのであった。

ポパー＝ミーゼスの方法論とは対照的に、バートリーはハイエクと同盟を結ぶ。すなわち、彼らは知識の「発見手続きを方法論において定式化する」のではなく、むしろ、知識の「社会的成長条件を探求する」のである。ハイエクは市場を知識の発見過程であると述べたが、バートリーはこれを拡張して、（科学的）知識の発見過程の条件をエコロジカル・ニッチと呼び、これがどのようなものであるかを問題にする。

なるほどバートリーは、このような探求を「知識経済学」と呼ぶが、それは均衡理論的な意味ではなく、「成長（発見）条件の学」という意味であるから、なにも経済学と呼ぶ必要はないかもしれない。しかしバートリーは、知識を社会資本の一部であると捉え、この社会資本の成長を問題にするという点で、自らをアダム・スミスの経済学の伝統に位置づけている。

このバートリーの知識経済学は、極めて魅力

的な研究プログラムである。それは知識社会学を否定し、また自由社会の構成をも射程に入れることによって、自由主義思想としても豊かな知識の発見を導くように思われる。

しかしパートリー自身の主張には、いくつかの疑問点がある。本稿は、これを次の二つの点で建設的に修正しようと試みる。第一に、知識社会学を知識経済学と対立的に捉えるパートリーの見解は避けられなければならない。両者は密接な関係をもっているのであり、それゆえ相互関係のうちに議論を展開しなければならない。第二に、社会科学的知識の成長を問題にする場合、価値観点の考察を欠くパートリーの知識経済学は不十分であることが認められなければならない。価値観点の問題を導入することによって、われわれは、知識の成長を方向づけるような条件を得ることができるだろう。

この二つの主張をするために、まずパートリーにおける自由と成長の緊張関係から問題の糸口を探りたい。

§ 2. 所有主体なき知識

パートリーによれば、知識と自由の関係は二種類ある。一つは、「知識を供給することを拒否する自由」、すなわち、個人は知識を供給するように強制されてはならないという消極的自由である。もう一つの自由は、知識の測り知れない(unfathomable)性格に関わる。その自由とは、「言語の監獄からの自己解放」(ポパー)という意味での積極的自由であり、パートリーは次のように述べている。

「同胞や国家から、またたまたま彼が生きることになった時代や場所における一般的な境遇や偏見から最大限に独立しようとする進取の気性にとんだ普通の資産をもった個人は誰であれ、当然のことながら、そこですでに受容されている知識体系に徹底的に精通すると共に、その知識体系と批判的かつ独立した関係を取り結ぶように試みるであろう。」(p. 31)

パートリーによれば、知識はその產出者にさえ測り知れないものである以上、產出者は、彼が生み出した知識によって人々を管理したり奴隸にすることはできない。知識の内容は、誰にも伝達せずに一人で所有している場合でさえ、その所有者の意図を超えている。また、知識が伝達されるなら、その知識は所有者の手を離れ、他の人々の営為によっていっそう内容豊かに成長(ないし衰退)していく。それゆえ、知識が成長するためには、知識を一人で所有しつつ育むよりも、多くの人々に知識を伝達しつつ協働してこれを育むことが望ましいと言えるだろう。その場合に共有される知識は、諸個人の側から見れば自己解放の条件となる。国家や団体ないし個人によって知識の供給を制約されなければ、諸個人は解放=独立に必要な知識入手することができよう。

知識の「測り知れなさ」とは、具体的にはどういうことだろうか。パートリーによれば、知識の内容は、その論理内容と情報内容において無限である。論理内容とは、そこから論理的に引き出されるトートロジーでない帰結のすべてであり、情報内容とは、その理論と両立しない言明の一式である。(p. 35)情報内容は、それが禁止する言明が多いほど豊かになる。これら二つの内容は無限であるため、知識(理論)の產出者はその内容を完全には把握できない。例えばニュートン理論の情報内容の一つはアインシュタイン理論であるが、ニュートンはこれを把握できなかった。この意味において、知識はその生産者にさえ測り知れないものである。

パートリーにおける二つの自由は、しかしこの点においてパラドキシカルである。一方で、知識の供給を拒むこと(消極的自由の行使)は許されるが、しかしそれがこの自由を最大限に行使すれば、逆に「知識による自己解放」という積極的自由の条件が失われてしまう。

このパラドックスの問題は、次のような定式で実践的な問題に翻訳される: 一般に、知識は市場において最適に供給されないから、知識供

給には公的機関（教育機関や図書館など）が介在することになるが、これら公的機関は、どちらの自由をどれだけ優先すべきであろうか。バートリー自身は、知識の成長にとって最適な条件を探求することから、前者の消極的自由を軽視するかもしれない。実はここに重要な問題がある。ハイエクにおいては、諸個人は散在する知識を自由に用いることによって結果として社会が成長するという考想があった。そこでは、「個別的で特殊な知識」を各人が「所有」して用いることが成長の条件であった。これに対してバートリーは、知識による自己解放を問題にすることから、そのための条件、すなわち知識の「一般的かつ広範な供給」を問題にしなければならなくなる。その場合、バートリーの問題は、彼の意図を超えるかもしれないが、所有する知識の自由な利用という意味での自由主義よりも、知識供給の最大化＝知識の公共化による成長という意味での「成長主義」を優先することによって解決を与えるられるのではないだろうか。言い換えれば、知識の成長と自己解放のためには、知識は自由に所有されることよりもむしろ、（例えば何らかの公的機関を通じて）是非とも広範に人々に供給され共有されることが要請されるのではないか。もしそうだとすれば、成長のためには、知識は私有財ではなく、公共財でなければならないだろう。これを認識論と対照して言えば、世界3の知識が「認識主体なき知識」であることに対応して、測り知れない知識は、「所有主体なき知識」であることになる。

もっとも成長主義は、それ自体で非難されるべきものでは全くない。私はハイエク自身も成長主義者であると考えている。しかし重要な点は、経済の成長と科学的知識の成長は、消極的自由に対して異なる態度を示すということである。ここで消極的自由は、各人が自分のもつ知識を制約されずに自由に用いることを意味するが、これは経済成長にとっての重要な条件である。経済成長の問題は、各人の自由を制約して

経済全体を設計することではなく、消極的自由をどのように配分するかという問題である。これに対して科学的知識の成長の場合、消極的自由の配分だけでは、その条件があまり満たされたことにはならない。というのも、科学的知識の成長はもう一つの自由、すなわち積極的自由（自己解放）と密接に結びついているからである。

そこでバートリーにとって重要な条件とは、批判的態度の共有である。すなわち、批判的態度が共有されることによって、知識はこれまで以上に成長するというわけである。ただしこの批判的態度は、単なる可謬主義によって要請されているのではない。可謬主義は、「私は間違っているかもしれない」という形で（真理を想定して）述べられるが、バートリーはむしろ、知識の測り知れなさという観点から、「私は自分ないし他人の産出した知識から、無限に多くのことを学ぶことができる」ということを強調する。それゆえそのためには、自分が産出した知識を人々に供給し、それを受けて他者が新たな知識を産出して供給することから利益を得ることが重要な営みとなろう。

しかし知識成長の社会的条件を問うバートリーは、もっと先へ行かねばならない。すなわち、批判的態度の共有だけでは、知識の成長論は不十分である。推測と反駁は、確かに重要な成長条件である。しかしすべての成長条件が「研究者の態度」に還元されて説明されるわけではない。例えば、次のような条件について考察しなければならない：研究の初心者に対してその学科の見取り図を与える営み（研究プログラムの提示）、ある理論を応用して適用する営み、諸説の現状の整理や学説史的整理、研究会の設定、雑誌の発行など。こうした営み（およびその制度）は、ある観点からすれば知識の成長そのものであり、また別の観点からすれば知識成長の条件である。われわれはこうした営みの適切さについて、知識の社会学的考察をしなければならないだろう。

バートリーはしかし、知識社会学を非常に限定して捉えているため、以上のような議論を十分に展開できないでいる。彼によれば、知識社会学とは、知識とその産出者の社会的政治的状況ないし利害関心の因果関係を跡づけ、あらゆる知識は特定の利害の表現でありそれによって決定されるということを証明するという目標を課題とする学問である。このような研究は、知識がその産出者の単なる表現であると主張する点で批判されるが、この批判は正しい。しかしこの「表現」の問題を除いて、「知識とその産出者の社会的政治的状況や利害関心の因果関係」を問題にすることは、知識の成長条件を研究するための基礎となるのではないか。例えわれわれは、マルクスに関する細目研究という知識の成長を支えるために、今後、これまでの研究者の後継を大学のポストに採用すべきかどうか、あるいはその実現可能性について、これをマルクス主義の研究者たちの利害関心との関係において検討しなければならないだろう。

(またアメリカの経済学における知識の成長と制度的問題の関係については、D. レドマン『経済学と科学哲学』文化書房博文社(近刊)を参照されたい。) しばしば知識社会学者は知識と社会の関係の「状態」を記述するに止まり、成長に関する「政策」的な問題を考察しない点で批判されるが、むしろ「状態」と「政策」は相補的に探求されるべきであろう。状態に関する考察を欠いた政策学(知識経済学)は、成長条件の学としては不十分であり、成長条件は、科学者の共同体の作法や制度にも求めなければならない。それゆえバートリーの知識経済学は、知識社会学と対抗するよりはむしろ、知識社会学という用語の意味を広く理解し、それとの豊かな関係を結ぶことが重要である。

§ 3. 値値観点の問題

以上の批判は、ある意味では、知識の成長条件という問題に対して、ハイエクのいう「発見

過程としての自由競争」という経済学の主張をそのまま適用することに伴う困難を指摘したものであった。次に考察するのは、自然科学における知識の成長論を社会(科学)的知識の成長論にそのまま適用することに伴う欠陥である。それは、端的に言って、バートリーが価値観点の問題を考えていないことである。このことは、知識成長の尺度に関する議論と、理論の成長における歪みの修正という議論において現れる。

まず、知識成長の尺度の問題について。バートリーによれば、知識の論理内容と情報内容はどちらも無限である。それゆえ、内容の成長の尺度は、一見したところ与えられないようと思われる。しかし、論理内容については現時点において演繹された命題の数と重要性を尺度に、情報内容についてはそれが現時点で禁止する命題の数とその重要性を尺度にすることができよう。

また、知識の評価は、その「内容」においてだけでなく、その「意義」においても測ることができる。すなわち、知識をその産出者の歴史的問題状況との関係において評価することができる。例えば、マルクスの理論は「意義」としては評価されるが、現時点における「内容」は評価されない、と言うことができる。

さて問題は、知識の評価を知識の産出者に帰属させることの妥当性についてである。知識が自律的であり、その産出者の意図を超えているとすれば、われわれはなぜ知識内容の評価をその産出者に帰属させるのであろうか。知識内容は所有主体なき知識(公共財)である以上、その評価の帰属も知識そのものになされるべきではないだろうか。例えば疎外論という知識内容について言えば、われわれは普段、それを産出したマルクスにその評価を帰属させているが、どうして「疎外論」そのものに評価を帰属させてはいけないのであろうか。評価を知識の産出者に帰属するという常みは、本当に知識の成長条件として最適なのだろうか。

帰属は、確かにこれまでの知識の成長史に対

してわれわれに共通の尺度を与える効果をもっている。しかし帰属の仕方によっては、成長条件を損なうこともある。パートリーは、マルクスの疎外論が知識の測り知れない性格（すなわち知識はすべて産出者のコマンドを離れて疎外されるということ）を認識しない点で重大な欠陥をもつと批判する。マルクスは疎外の克服を課題としたが、論理的には知識はすべて疎外される以上、彼の主張はその情報内容に対する（意図せざる）批判を受け入れなければならぬというわけである。しかし、この批判が一定の情報内容について正しいとしても、パートリーのマルクス批判は妥当ではない。というのも、パートリーが上に述べた積極的自由を主張するとき、パートリーは知識からの疎外によって自己解放の契機を失う状態を念頭においているのであって、これはまさにマルクスの思念した疎外の概念だからである。なるほどマルクスの特定の構想(conception)の論理内容ないし情報内容が批判できるとしても、マルクスの概念(contested concept: 意味内容に関して複数の解釈が可能な概念)は評価されることがある。それゆえ評価の帰属は、「概念」の次元においてもなされなければならないだろう。そしてこの概念の評価の問題は、評価される思想家の価値観点の評価問題とほぼ一致する。ある思想家の評価は、その「意義」や「内容」だけではなく、「価値観点/概念」においてなされることが重要である。なぜなら、知識の成長をどの方向にもっていくかについては、ある程度まで望ましい価値観点や概念によって舵をとることが必要だからである。パートリーの場合、評価の問題は、知識の論理内容と情報内容の評価問題として現れるが、成長条件の問題としては考察されていない。

同様の問題が、パートリーの次の議論においても現れる。すなわち、ゆがみを修正するという知識経済学の方法である。上述したように、パートリーによれば、知識社会学は知識の測り知れない性格（自律的構造）を認識しない点で

不十分であった。これに対して知識の成長条件を問うパートリーは、媒体(vehicle)としての知識が社会において最適であるための条件を問題にする。その第一の条件は、彼によれば批判的態度の共有である。彼は、知識人のコミュニティの方が他のコミュニティよりも歪みを修正することが受け入れやすいという。しかし「歪みの修正」は、実際には、学問の世界よりもある種の市場の方が敏捷であるのが現状である。歪みの修正速度は、ある程度までその領域の性質によって規定されるだろう。もし学問の世界における修正速度が金融市場なみになれば、それは耐えざる知的流行にさらされるだけで、まったく不毛な結果となるかもしれない。それゆえ、歪みの修正速度は速ければいいというわけでは必ずしもない。それは、歪みの「産出」速度との兼ね合いで考量されねばならないだろう。産出速度の遅いところでは、修正速度を速める必要は必ずしもない。ある種の市場の方が敏捷であるのが現状である。

ところでもっと本質的な問いは、パートリーのいう歪みの修正の「最適化」についてである。彼は、自由主義の理論の変化に関するハイスクの文章を引用した後に、歪みを次のように説明する。すなわち、歪みとは、古い自由主義理論が現実の人々を救うことにつき失敗していること、言い換えれば、理論と現実の生産的な関係が失われていることである。ここでは、歪みは知識の構造ではなく、現実の構造の変化によってもたらされる。とすれば、パートリーのいう歪みとは、理論と現実の非生産的な関係ということであろう。しかしその場合、何をもって理論と現実の生産的関係とみなすかについては、一定の価値観点から判断するしかない。例えば先の自由主義の衰退という事例では、理論と現実の生産的関係は、自由主義以外の価値観点から与えられるかもしれないし、また新しい自由主義という価値観点から与えられるかもしれない。科学的知識の成長論であれば、真理という（それ自体は多様な規準をもつた）一つの規制概念から歪みを認定できるかもしれないが、社会

(科学)的知識の場合にはもっと多様な準拠点(例えば効率性や自由といった「価値観点」)から歪みの認定がなされうる。「歪みの修正の最適化」という規準を知識の成長条件の一つとして要請する場合、われわれは一定の価値観点に基づかなければそれを認定できないだろう。バートリーはこの価値観点の問題について論じない点で、不十分であったように思われる。

もちろん、価値観点そのものも批判にさらされ得る。しかし何を歪みと見なすかについての準拠点となる「価値観点」がまったく共有されなければ、知識の評価の営み及びその成長条件が奪われてしまうことになろう。私は、価値観点が批判されずに共有されることがそれ自体として望ましいと主張するのではないが、ある種の文脈では、知識成長の条件として価値観点を共有することが重要になると考えている。(例えば批判的合理主義の共有による知識様式の評価など。) 知識は、個々バラバラに成長するのではなく、知識集合体として成長する。その場合、社会科学においては、一定の価値観点のもとに構成された知識集合体が相互に批判し合うことが重要となろう。ここにおいて、社会(科学)的知識の成長論は、価値観点を含めた知識集合体の自然淘汰・進化という問題となる。知識の成長は、さまざまな価値観点から評価することによって、さまざまな方向に導くことが可能である。その場合、さらに次のようなことが問題となろう。どの価値観点において知識を成長させることが望ましいか。ある価値観点に基づいた知識成長のプログラムはどのように淘汰されなければならないか。また全体として、どのようにして淘汰圧力をかけるか。

すべてこうした問題は、価値観点と個人の社会的・制度的関係を問題にする(前述した意味での広義の)知識社会学的考察を要請している。それゆえ、バートリーのいう知識経済学は、ここにおいても知識社会学と有効な関係を取り結ぶべきであろう。

参考文献：

W. W. Bartley III., "Unfathomed Knowledge, Unmeasured Wealth: On Universities and the Wealth of Nations", Open Court: La Salle, Illinois, 1990.

注1. バートリー自身、「知識のエコロジー」として、知識の成長と科学者社会の作法(制度)の関係について興味深い考察を行っているが、私はこのような考察も広義の知識社会学であると考える。(p. 83)

注2. 構想(conception)と概念(concept)の区別については、R. ドウォーキン『権利論』木鐸社[1977=1986:127]を参照。

新入会員

(前号掲載分以降)

土庫澄子

〒241 横浜市旭区万騎が原 80

☎ 045-391-2298

東京大学大学院
専攻：法哲学(規範衝突)

田中達三

〒810 福岡市中央区薬院伊福町 11-3

☎ 092-551-0136

株式会社笠建設営業部長
☎ 092-551-0935

専攻：(非研究者) 反応化学

高橋則広

〒167 東京都杉並区荻窪 2-2-11

☎ 03-3320-8671

農林中央金庫秘書室
☎ 03-3243-7703

専攻：(非研究者) 政策・意志決定

訂正

なお、前号掲載の藤山さんの新住所の「しづしが丘」は「つくしが丘」の誤りです。

会員総会報告

本年6月25日の年次研究大会の際開かれた会員総会で、前日の運営委員会での検討を踏まえ、以下のことが決定され、下記の会計報告が承認されました。

- 1 新入会者・退会者（前頁の通り）
- 2 「会友」の創設（機関誌講読のみを希望される方について、会員と同額の会費を徴収することで、「会友」の資格を認める）

3 95年度大会について、以下のとおりの案が仮案として承認され、細部の実施は運営委員会に委ねることになった。

- ①日時 1995年6月25日（土）
- ②場所 慶應大学三田キャンパス
- ③テーマ 「（ポパーにおける）自由と決定」

1992年度会計報告

（1992年4月1日～1993年3月31日　単位：円）

収入	金額	支出	金額
前年度繰越金	241.826	事務用消耗品費	1.187
会費 90' (3人)	9.000	通信費	14.380
会費 91' (7人)	21.000	役務費(7枚付)	44.500
会費 92' (46人)	138.000	大会会場使用料	8.160
大会参加費(28人)	28.000	大会懇親会食事代	50.600
大会懇親会費(13)	39.000	大会雑費	4.762
レター収入	12.040	レター作成／郵送	107.010
		次期繰越	258.267
合計	488.866	合計	488.866

1993年6月25日

日本ポパー哲学研究会
事務局本部 萩原能久

オノペー・レター（通巻9号 1993年11月発行）

発行人 碧海純一

Tel 03-3453-4511ex3314 FAX 03-3798-7480

発行 日本ポパー哲学研究会 事務局

編集部 〒263 千葉市稻毛区弥生町 1-33

〒108 東京都港区三田2-15-45

千葉大学法経学部 鳴津研究室

慶應義塾大学法学部 萩原研究室

Tel 043-290-2362 FAX 043-290-2386